

高知県助産師確保対策奨学金の 連帯保証人となる皆様へ

助産師確保対策奨学金の連帯保証人となる方は、以下の点についてご理解のうえ、連帯保証人となっていただきますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等がありましたら、医療政策課までお問い合わせください。

1. 助産師確保対策奨学金の連帯保証人の基準

- (1) 連帯保証人2名とも一定の収入があり、互いに独立した生計を営んでいること。
- (2) 借受者が養成施設卒業時に、連帯保証人の年齢は2名とも75歳以下であること。

2. 連帯保証人について

連帯保証人には、借受者本人と同等の支払い責任があります。

したがって、万が一、償還となった場合に借受者が支払困難な状況の場合には、連帯保証人へ当該奨学金の支払いをしていただくことになります。あらかじめご承知おきください。

高知県健康政策部医療政策課

助産師奨学金担当

TEL：088-823-9649